

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
各方面本部長
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙暴一発第16号
平成9年9月29日
警察庁刑事局長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行等について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第70号）の制定の趣旨及び要点並びに運用上の基本的留意事項は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（依命通達）」（平成9年9月29日付け警察庁乙刑発第7号）をもって通達されたところであるが、法の施行に関する細目的留意事項は下記のとおりであるので、法の施行に遺憾のないようにされたい。また、衆議院地方行政委員会（平成9年5月13日）における附帯決議、参議院地方行政委員会（平成9年5月29日）における附帯決議はそれぞれ別添1、別添2のとおりであるので、参照されたい。

なお、以下この通達において、「法」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を、「施行規則」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成9年国家公安委員会規則第9号）による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則を、「意見聴取規則」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則の一部を改正する規則（平成9年国家公安委員会規則第10号）による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則をそれぞれいうものとする。

目次

- 第1 暴力的要求行為に係る行為類型の追加に係る規定の整備（法第9条第6号の2、施行規則第12条関係）
- 第2 指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為の防止のための規定の整備（法第12条の2関係）
 - 1 指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為に係る再発防止命令
 - (1) 「業務」
 - (2) 「業務に関し」
 - (3) 「類似の暴力的要求行為」
 - (4) 類似の暴力的要求行為をする「おそれ」

- (5) 「必要な事項」
- 2 再発防止命令に係る意見聴取（法第34条関係）
 - (1) 意見聴取の通知（意見聴取規則第14条）
 - (2) 関係指定暴力団員（意見聴取規則第1条第4号、第11条の2）
 - (3) 関係指定暴力団員の意見の陳述（意見聴取規則第11条の2、第28条の2）
- 第3 準暴力的要求行為等の規制のための規定の整備
 - 1 準暴力的要求行為の要求等の禁止（法第12条の3関係）
 - 2 準暴力的要求行為の要求等に対する措置（法第12条の4関係）
 - (1) 準暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令（第1項）
 - (2) 準暴力的要求行為の要求等の相手方に対する指示（第2項）
 - 3 準暴力的要求行為の禁止（法第12条の5、施行規則第13条の2関係）
 - (1) 第12条第1項の規定による命令を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないもの等（法第12条の5第1項）
 - (2) 一の指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で当該指定暴力団等の指定暴力団員が行った暴力的不法行為等に共犯として加功し、刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して5年を経過しないもの等（法第12条の5第2項）
 - 4 準暴力的要求行為に対する措置（法第12条の6関係）
- 第4 不当な要求による被害の回復等のための援助に関する規定の整備（法第13条関係）
- 第5 対立抗争時の事務所の使用制限に係る規定の整備（法第15条関係）
 - 1 対立抗争時の事務所の使用制限（第1項）
 - 2 指定暴力団員の集団相互間の対立抗争時の事務所の使用制限（第2項）
- 第6 暴力的不法行為等に係る別表の追加（法別表、施行規則第1条関係）

記

- 第1 暴力的要求行為に係る行為類型の追加に係る規定の整備（法第9条第6号の2、施行規則第12条関係）

最近、暴力団員が資金の獲得を図るため不当な態様により債権の取立てを行う例が多数見受けられることから、今回の改正において、暴力的要求行為に係る行為類型として、人から依頼を受け、報酬を得る等して、債務者に対し、粗野又は乱暴な言動を交える等して、金品等を目的とする債務の履行を要求する行為を追加したものである（法第9条第6号の2）。

なお、法第9条第6号の2においては、法第9条第6号（高利債権取立行為）に該当する行為が除かれており、両者が競合することはない。

- (1) 「人」

ここで「人」とは、自然人のほか、法人、権利能力なき財団又は社団その他の団体も含む趣旨である。

(2) 「行為者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者」

「行為者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者」が「人」から除かれているが、これは、行為者と密接な関係を有する者から依頼を受け、その者のために同号に規定される行為を行う場合には、一般人といえども威迫程度の手段を用いることが往々にしてあり、かつ、そのような行為はある程度社会的に宥恕されると考えられることによるものである。

法第9条第6号の2の委任を受けた施行規則第12条においては、「行為者と密接な関係を有する者」として、「行為者の配偶者、直系血族及び同居の親族」が規定されている。

(3) 「金品等を目的とする債務」

「金品等」とは、金品その他の財産上の利益をいい（法第9条第1号）、「金品その他の財産上の利益」とは、人の欲望を満足せしめ、かつ、金銭に換価し又は見積もることのできる事物をいう趣旨であり、動産、不動産、債権、特許権等財産の種類のかんを問わないものである。

「金品等を目的とする債務」には様々なものがあるが、その具体例としては、例えば、金銭消費貸借契約に基づく借入金を返済する債務、家屋の賃貸借契約に基づく家賃を支払う債務、飲食代金等を支払う債務、売買契約に基づく目的物を引き渡す債務、請負契約に基づく仕事を完成させる債務等が考えられる。

(4) 「粗野若しくは乱暴な言動を交えて」

「粗野な言動」とは、場所柄をわきまえない又はそれ相当の礼儀を守らない言語又は動作を、「乱暴な言動」とは、理由もなく荒々しい言語又は動作をいい、粗野又は乱暴な言動を交えること具体例としては、暴力的な態度をとること、債務者の勤務先において当該債務について殊更に大声で話すこと、多数人で債務の履行を要求すること等が考えられる。

(5) 「迷惑を覚えさせるような方法で訪問し若しくは電話をかけて」

「迷惑を覚えさせるような方法」とは、相手方を困らせたり、不快の念を抱かせるような方法をいい、現実には迷惑を覚えさせたことは必要でなく、社会通念上、通常人が迷惑を覚えると認められるような方法、態様であれば、これに該当する。

迷惑を覚えさせるような方法で訪問し又は電話をかけること具体例としては、正当な理由もなく深夜に債務者宅を訪問したり、電話をかけること、短時間のうちに何回も反復的に債務者宅を訪問したり、電話をかけること等が考えられる。

第2 指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為の防止のための規定の整備
(法第12条の2関係)

近時の暴力的要求行為の発生状況をみると、上位の指定暴力団員の方針に従い、複

数の組員が入れ替わり立ち替わり行っているもの等、上位の指定暴力団員の業務の一環として組織ぐるみで行われているものが少なからず見受けられるところであるが、これらの業務に関し行われる暴力的要求行為については、個々の行為者に対して中止命令等を発出するだけではその再発を防止することは困難である。

このため、指定暴力団等、上位指定暴力団員等の業務に関し行われる暴力的要求行為について、その業務主に相当する指定暴力団員に対し、防止のために必要な事項を命ずることによって、その再発の防止を図るものである。

1 指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為に係る再発防止命令

(1) 「業務」

「業務」とは、人が職業その他の社会生活上の地位に基づき、継続して行う事務又は事業を総称するものであり、その事務又は事業がその者の主たる事務又は事業であるか従たるそれであるかを問わず、業務の遂行により利益を伴うものであるかどうかを問わず、業務の遂行が法令に基づくものであるかどうかを問わないものとされている。法第12条の2各号においては、次の指定暴力団等に係る業務が規定されている。

ア 指定暴力団等の業務であって、収益を目的とするもの（第1号）

本号に規定する「指定暴力団等の代表者等」とは、指定暴力団等を代表する者又はその運営を支配する地位にある者であり、具体的には組長、総長等と称する暴力団首領や若頭、若頭補佐等と称するいわゆる執行部の出席メンバーがこれに該当する。

この業務の具体例としては、指定暴力団ぐるみで、組織的に用心棒料を徴収する業務等が考えられる。

イ 前号に掲げるもののほか、指定暴力団員がその代表者であり、又はその運営を支配する法人その他の団体の業務であって、収益を目的とするもの（第2号）

「運営を支配する」とは、法人その他の団体の活動について、主導的な地位に立っていることをいい、例えば、会社の株式の相当数を保有していること、役員数の相当数を配下指定暴力団員で占めていることなどから、業務に従事する者やその役割分担等を実質的に決定していること等を指すものである。

この業務の具体例としては、指定暴力団員が代表者である会社の物品販売業務等が考えられる。

ウ 当該指定暴力団員の上位指定暴力団員の縄張の設定又は維持の業務（第3号）

「上位指定暴力団員」とは、指定暴力団等の内部において役職がより上位の者やいわゆる擬制血縁関係における地位がより上位の者をいい、組員に対する組長、若頭等を想定している。

「縄張」とは、正当な権原がないにもかかわらず、自己の権益の対象範囲として設定していると認められる区域をいい、暴力団がその団体の勢力を及ぼし、安

定的に不当な資金を獲得するために支配権を持っている一定の地域のことである。「縄張の設定」とは、例えば、「今度からこの辺はうちが仕切ることになった」等と告げ、正当な権原がないにもかかわらず、一定の区域を自己の権益の対象範囲にすることを、「縄張の維持」とは、一度設定した縄張について、その縄張内の営業者等を定期的に訪問し、みかじめ料を徴収する等によって維持を図ることをいうものである。

この業務の具体例としては、ある指定暴力団員が設定している縄張内で営業を営むものに対し、みかじめ料を徴収し、縄張の維持を図る業務等が考えられる。

エ 前号に掲げるもののほか、当該指定暴力団員の上位指定暴力団員の業務であって、収益を目的とするもの（第4号）

具体例としては、指定暴力団員が配下指定暴力団員を使って新聞、雑誌類を配布し、賛助金を徴収する業務等が考えられる。

(2) 「業務に関し」

「業務に関し」とは、指定暴力団員の暴力的要求行為が業務主の業務活動の一環として行われたことを広く指し、具体的には、当該暴力的要求行為の相手方、要求時の言動、それまでの経緯、利益の帰属等の要素を総合して判断することとなる。

(3) 「類似の暴力的要求行為」

「類似の暴力的要求行為」とは、行われた暴力的要求行為と同一の種類の暴力的要求行為に限る趣旨ではなく、行われた暴力的要求行為の相手方、態様等を勘案し、どのような行為が行われるおそれがあると認められるかにより具体的に判断する必要がある。

(4) 類似の暴力的要求行為をする「おそれ」

類似の暴力的要求行為をする「おそれ」は、指定暴力団員が更に反復して暴力的要求行為をするおそれが客観的に認められるかどうかにより認定するものであり、例えば、業務に従事する指定暴力団員が、一定地域内の商店等に対し、同種の要求行為を連続的に行っていること、業務に従事する指定暴力団員が同様の要求をする旨の言動をしていたり、過去にも類似の要求行為を行っていること等の要素を考慮して認定するものである。

(5) 「必要な事項」

「必要な事項」の内容は暴力的要求行為が更に反復して行われるおそれを除去するためにいかなる事項が必要であるかによって決まるものであり、具体的には次のようなものが考えられる。

ア 業務に関し過去に暴力的要求行為をした指定暴力団員を当該業務に従事させてはならないこと。

イ 過去に暴力的要求行為をした指定暴力団員がみかじめ料として業務に関し徴収した金銭を受け取ってはならないこと。

ウ 業務に従事する指定暴力団員に対し、暴力的要求行為をすることを命じ、又は助長してはならないこと。

2 再発防止命令に係る意見聴取（法第34条関係）

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為に係る再発防止命令をしようとする場合には意見聴取を行わなければならないこととされているが（法第34条第1項）、この再発防止命令は他の命令と異なり、命令を受ける者とは異なる者の行為を契機とするものであることから、意見聴取を行う場合において、当該命令に係る者が、その契機となる暴力的要求行為をした者の出頭及び意見の陳述を求めたときは、公安委員会は、これを許可することができることとしたものである（法第34条第4項）。

(1) 意見聴取の通知（意見聴取規則第14条）

法第12条の2の規定による再発防止命令に係る意見聴取の通知は、意見聴取通知書（意見聴取規則別記様式第3号）を送達して行うこととされており、意見聴取規則第14条第4項各号の事項はこの意見聴取通知書に記載して教示されるが、その外に当事者に基本的な権利を親切に説明し、無用の紛議を避けるという観点から、次の事項を記載した説明書を意見聴取通知書とともに送達しておくこと。

ア 当事者は意見聴取において意見を述べ有利な証拠を提出できるので、期日当日までに、意見を整理し、証拠を用意すること。

イ 当事者が期日に出頭しない場合には、当事者の代わりに代理人1人を意見聴取に出席させ、意見を述べ有利な証拠を提出することができるので、期日までに代理人選任届出書を公安委員会に提出すること。

ウ 当事者が補佐人の補佐を受けようとする場合には、期日の4日前までに主宰者に許可を申請すること。

エ 当事者が意見聴取において関係指定暴力団員を出席させようとする場合には、期日の4日前までに公安委員会に許可を申請すること。

オ 当事者が意見聴取において参考人を出席させようとする場合には、期日の4日前までに公安委員会に参考人の出席の申出をすること。

(2) 関係指定暴力団員（意見聴取規則第1条第4号、第11条の2）

関係指定暴力団員とは、法第12条の2の規定による再発防止命令に係る意見聴取（法第34条第1項）において、当該命令に係る業務と当該命令に係る暴力的要求行為との関係に関し、法第34条第4項の規定による許可に基づき出頭及び意見の陳述をする当該暴力的要求行為をした指定暴力団員をいう。

関係指定暴力団員の出頭を許可したことを通知する書面は、別記様式の関係指定暴力団員出頭許可通知書のとおりとし、この通知を受けた当事者が関係指定暴力団員と連絡の上意見聴取に出頭させることとなる。

(3) 関係指定暴力団員の意見の陳述（意見聴取規則第11条の2、第28条の2）

主宰者は、証拠調において、関係指定暴力団員に対し、当該命令に係る業務と当該命令に係る暴力的要求行為との関係に関し、意見の陳述を求めるものとするものとされている（意見聴取規則第28条の2）。

第3 準暴力的要求行為等の規制のための規定の整備

1 準暴力的要求行為の要求等の禁止（法第12条の3関係）

指定暴力団員が、当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等の指定暴力団員以外の者に対し、当該指定暴力団等の威力を示して法第9条各号に掲げる行為をすることを要求等することは、指定暴力団員による暴力的要求行為を規制することとしている法の趣旨に反するものであるとともに、法第12条の5において規制することとしている準暴力的要求行為の原因となるものであることから、これを規制したものである。

(1) 「準暴力的要求行為」とは、一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の威力を示して法第9条各号に掲げる行為をすることであり、本条においては、指定暴力団員が、当該指定暴力団等の指定暴力団員以外の者に対し、当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の威力を示して法第9条各号に掲げる行為をすることを要求し、依頼し、又は唆すことが規制されることになる。

(2) 「要求する」とは、指定暴力団員が、優越的立場で当該指定暴力団等の暴力団員以外の者に対して求める場合を指す。

(3) 「依頼する」とは、「要求する」に当たらない場合、すなわち、指定暴力団員が、優越的立場でなく当該指定暴力団等の暴力団員以外の者に対して求める場合を指す。

(4) 「唆す」とは、前二者に比べ、一定の行為を行うことを求める程度が弱いものであり、また、求める者と求められる相手方との関係を問わないものである。

2 準暴力的要求行為の要求等に対する措置（法第12条の4関係）

(1) 準暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令（第1項）

ア 再発防止命令の趣旨

法第12条の4第1項は、法第12条の3の規定に違反する行為に対する再発防止命令を規定している。中止命令に係る規定が置かれていないが、これは、準暴力的要求行為の要求等を受ける者は、指定暴力団員と近い関係にあるものと考えられ、その要求等に容易に応じることが通常であり、要求等が継続することがないと考えられることから、中止命令の必要性が乏しく、一方、再発のおそれがあるときは防止する必要があることによるものである。

イ 「必要な事項」

「必要な事項」とは、準暴力的要求行為を行うことを要求等する行為が反復されると認められるおそれを除去するためにいかなる事項が必要かによって具体的に定まることになるものであり、例えば、指定暴力団員以外の者に法第9条第6号に違反する高利債権の取立てに係る準暴力的要求行為を依頼した指定暴力団員

が、過去にもその者に同種の依頼をしていたことが判明をしたことから、今後も同種の依頼をするおそれがある場合に、当該指定暴力団員に対し、その者に高利債権の取立てをすることを依頼することを禁止すること等が考えられる。

(2) 準暴力的要求行為の要求等の相手方に対する指示（第2項）

ア 指示の趣旨

法第12条の4第2項においては、指定暴力団員が、当該指定暴力団等の指定暴力団員以外の者に対し、準暴力的要求行為をすることを要求等して、公安委員会が本条第1項の規定による命令をする場合において、要求等に係る準暴力的要求行為が行われるおそれがあると認めるときは、これを防止する必要があることから、当該命令に係る準暴力的要求行為の要求等の相手方に対し、当該準暴力的要求行為をしてはならない旨の指示をするものとした。

この指示に違反した者に対する罰則は規定されていないが、指示を受けた者は、指示がされた日から起算して3年が経過しない間は、当該指示に係る準暴力的要求行為の要求等を行った指定暴力団員の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をしてはならないこととなる（法第12条の5第1項第4号）。

イ 指示をする手続

法第43条において、法第2章等の規定による命令については、行政手続法第3章の規定は適用しないこととされているが、法第12条の4第2項に規定する指示については、その適用除外の対象とされておらず、一方、上記アのとおり、指示を受けた者は、一定の指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をしてはならないこととされていることから、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分に該当するものである。したがって、指示をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項により弁明の機会の付与を行うことが必要となるが、公益上、緊急に指示をする必要がある場合には、この手続は要しないものとされており（行政手続法第13条第2項第1号）、また、緊急の必要がある場合においては、公安委員会は指示に関する事務を警視總監又は道府県警察本部長に行わせることができることとされている（法第42条第1項）。

この弁明の機会の付与の方式等については、行政手続法第3章第3節並びに聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号、以下「聴聞等規則」という。）第3章に規定されているが、留意事項は次のとおりである。

なお、聴聞等規則の制定の背景等及びその留意事項については「聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則について」（平成6年9月26日付け警察庁丙総発第47号）のとおりである。

(ア) 弁明は、弁明書の提出により行うことが原則であり（行政手続法第29条）、

弁明書の様式は特に定められてはいないが、指示に係る者の氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載することが予定されている（聴聞等規則別記様式第16号裏面）。また、公安委員会は弁明を口頭であることを認めるときは、その指名する警察職員に弁明を録取させなければならないこととされている。（聴聞等規則第21条第1項）。

(イ) 公安委員会は、弁明書の提出期限までに相当な期間において、指示に係る者に対し、予定される指示の内容及び法第12条の4第2項が指示の根拠規定であること、指示の原因となる事実並びに弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）の通知（以下「弁明の機会の付与の通知」という。）を弁明通知書により行わなければならないこととされている（行政手続法第30条、聴聞等規則別記様式第16号）。

(ウ) 公安委員会は、指示に係る者の所在が判明しない場合には、指示に係るものの氏名、弁明書の提出期限等所定の事項を記載した書面を当該公安委員会の掲示場に掲示することによって、弁明の機会の付与の通知を行うことができることとされており、この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、弁明の機会の付与の通知がその者に到達したものとみなされることとされている。（行政手続法第31条、第15条第3項）。

(エ) 指示に係る者は、代理人を選任することができることとされているが（行政手続法第16条）、代理人の資格の証明は代理人資格証明書により行わなければならないこととされている（聴聞等規則第4条、第24条）。

3 準暴力的要求行為の禁止（法第12条の5、施行規則第13条の2関係）

近年、指定暴力団員の周辺者が当該指定暴力団の威力を示して不当な要求行為を行い、資金獲得を図ろうとする例が認められるところであるが、指定暴力団員に対して暴力的要求行為の要求等を行い、再発防止命令を受けた者等指定暴力団員と一定の関係にある者で当該指定暴力団等の暴力団員でないものが、当該指定暴力団等の威力を示して行う第9条各号に掲げる行為については、その相手方が要求を拒絶すれば、その者とかかわりを持つ指定暴力団員によって危害が加えられるおそれが高いなど、当該行為の危険性は、暴力的要求行為に相当することから、指定暴力団員と一定の関係にある者によって行われる当該指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要求行為を規制することとした。

(1) 第12条第1項の規定による命令を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないもの等（法第12条の5第1項）

ア 「第12条第1項の規定による命令を受けた者」（第1号）とは、指定暴力団員に対し、暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し又は唆したことにより、法第12条第1項の規定による再発防止命令を受けた者をいう。

- イ 「法第12条第2項の規定による命令を受けた者」(第2号)とは、指定暴力団員が暴力的要求行為をしている現場に立ち会い、当該暴力的要求行為をすることを助けたことにより、法第12条第2項の規定による中止命令を受けた者をいう。
- ウ 「次条の規定による命令を受けた者」(第3号)とは、準暴力的要求行為を行い、法第12条の6の規定による中止命令又は再発防止命令を受けた者をいう。
- エ 「前条第2項の規定による指示を受けた者」(第4号)とは、指定暴力団員が当該指定暴力団等の指定暴力団員以外の者に対し、準暴力的要求行為をすることを要求等して、公安委員会が法第12条の4第1項の規定による再発防止命令をする場合において、要求等に係る準暴力的要求行為が行われるおそれがあると認められるとして、公安委員会から当該準暴力的要求行為をしてはならない旨の指示を受けた、当該命令に係る準暴力的要求行為の要求等の相手方をいう。
- オ 「指定暴力団員との間で、その所属する指定暴力団等の威力を示すことが容認されることの対償として金品等を支払うことを合意している者」(第5号)については、その時点における具体的な裏付けに基づき認定する必要がある。
- (2) 一の指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で当該指定暴力団等の指定暴力団員が行った暴力的不法行為等に共犯として加功し、刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して5年を経過しないもの等(法第12条の5第2項)
- ア 「一の指定暴力団等の威力を示すこと」とは、特定の指定暴力団等の威力(人の意思を制圧するに足る勢力)を相手方に認識させる一切の行為をいい、必ずしも相手方に畏怖、困惑、不安又は迷惑の感を生ぜしめる程度のものであることを要しない。
- イ 「常習」とは、一定の行為、ここでは一の指定暴力団等の威力を示すことを反復累行する習癖を意味し、このような行為が行われた回数、時間的間隔その他の事情により判断することになる。
- ウ 「当該指定暴力団等の指定暴力団員が行った暴力的不法行為等若しくは第7章に規定する罪に当たる違法な行為に共犯として加功し」とは、指定暴力団員が行った暴力的不法行為等又は法第7章に規定する罪に当たる違法な行為に、いわゆる狭義の共犯、すなわち、共同正犯、教唆犯又は従犯として関与することをいう。
- エ 「暴力的不法行為等に係る罪のうち譲渡し若しくは譲受け若しくはこれらに類する形態の罪」(第2項第1号)としては、施行規則第13条の2において、刑法第187条第1項又は第3項に規定する罪、競馬法第30条第3号又は第33条第2号に規定する罪、覚せい剤取締法第41条の2第1項に規定する罪、銃砲刀剣類所持等取締法第31条の4、第31条の9、第31条の16第1項第3号若しくは第2項又は第31条の17第2項第2号、第3項第2号若しくは第4項第2号に規定する罪等が規定されている。
- オ 「刑に処せられ」とは、刑を言い渡した判決(執行猶予の言渡しが付いている

といないとを問わない。)が確定することをいう。

カ 刑の「執行を受けることがなくな」る場合とは、恩赦の一種としての刑の執行の免除の場合、同一の行為について外国で確定裁判を受け、その刑の全部又は一部の執行を受けた者に対して行われる刑の執行の免除の場合、刑の時効が完成した場合の効果としての刑の執行の免除の場合がある。

4 準暴力的要求行為に対する措置（法第12条の6関係）

法第12条の6は、法第12条の5の禁止規定の新設に伴い、その違反行為に対する中止命令（第1項）及び再発防止命令（第2項）を規定したものである。命令の具体的な発出方法等については暴力的要求行為に対する中止命令及び再発防止命令と同様であり、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがない場合であって、当該命令の内容が複雑なものでないときは、口頭による命令を行うことができることとされている（施行規則第13条の3第1項）。

第4 不当な要求による被害の回復等のための援助に関する規定の整備（法第13条関係）

暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置は、暴力的要求行為の相手方が、当該侵害された被害を回復するに当たり、当該暴力的要求行為を行った指定暴力団員の氏名や住所を知らないため、又は被害回復のための交渉に際し暴力団の威力を示されるなどの威迫を受けやすいことから、当該相手方に被害回復の意思があるにもかかわらず民事的な解決が図られないことが多いという現実を踏まえ、暴力的要求行為の相手方が被害を回復しようとするに当たって、援助の申出を行った場合に限り、公安委員会に相当の援助を行うことを義務付けることにより、侵害された財産権等の回復に資することとしたものである。

法において規制することとされている準暴力的要求行為については、指定暴力団員と一定の関係にある者によって行われるものであり、暴力的要求行為と同様に被害回復のための交渉に際し、暴力団の威力を示されるなどの威迫を受けやすく、暴力的要求行為と同様に被害回復を図ることが適当であることから、準暴力的要求行為の相手方に対しても、一定の要件に該当する場合には、援助の措置を行うものとしたものである。

第5 対立抗争時の事務所の使用制限に係る規定の整備（法第15条関係）

1 対立抗争時の事務所の使用制限（第1項）

対立抗争において攻撃の目標や拠点となりやすい事務所における暴力団員の活動を規制し、もって対立抗争により市民が被害を受けることを防止するため、改正前においては、指定暴力団等の相互間の対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為が発生した場合において、一定の要件の下で事務所の使用制限を行うことができるとされていた。

しかし、現実の抗争事案においては、暴力行為が当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行されたものであることが判明することは少なく、特に近年、暴

力団において組織防衛が図られているものと考えられ、暴力行為の行為者が直ちに逃走し、当該対立抗争の終結後に検挙される事例も見受けられるところである。そして、指定暴力団員が敢行したものであると判明した暴力行為の対象の多くは、指定暴力団等の事務所又は指定暴力団員若しくはその居宅であり、対立に係る指定暴力団等の事務所又は指定暴力団員若しくはその居宅に対して暴力行為が行われた場合には、その行為者が判明していなくても、これを契機として当該指定暴力団等の指定暴力団員によって一連の凶器を使用しての暴力行為が敢行されるおそれが高いことから、対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は対立に係る指定暴力団等の事務所若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為が発生した場合においても、事務所の使用制限を行うことができることとした。

- (1) 「事務所」とは、暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいい、暴力団の活動の拠点となっていれば、組長の住居たる建物の応接間等で区画された部分も事務所である。
- (2) 「当該対立に係る指定暴力団等の事務所」とは、対立の当事者である指定暴力団等の友誼団体等であっても、当該対立に一定の関与をしていると認められる指定暴力団等の事務所であれば足りる。
- (3) 「居宅」とは、現実に人が居住している家屋の場所をいう。

2 指定暴力団員の集団相互間の対立抗争時の事務所の使用制限（第2項）

特定の指定暴力団による寡占化の進行を背景として、同一の指定暴力団の傘下組織相互間であっても抗争事件が発生していることから、同一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の集団相互間の対立に係る対立抗争が発生した場合において事務所の使用を制限することができることとしたものである。

なお、「一の指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団」とは、指定暴力団等の傘下組織、傘下組織の集合等を想定している。

第6 暴力的不法行為等に係る別表の追加（法別表、施行規則第1条関係）

別表は、暴力団の指定の要件の1つである、いわゆる犯罪経歴保有者の比率の要件の前提となる一定の罪の範囲を画するものであり、暴力団員が行うおそれが高いと認められる罪が規定されているが、建設業法、宅地建物取引業法及び不動産特定共同事業法において、建設業等の許可等の欠格要件に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が規定されたこと等にかんがみ、建設業法、宅地建物取引業法及び不動産特定共同事業法に規定する罪を別表に追加したものである。

これに伴い、施行規則第1条に、建設業法第45条第1項第1号、同項第3号等に規定する罪、宅地建物取引業法第79条第1号、同条第2号等に規定する罪及び不動

産特定共同事業法第52条第1号、同条第2号等に規定する罪が規定された。

なお、法別表に係る改正規定は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の公布の日（平成9年6月6日）から施行されている。

第 号

関係指定暴力団員出頭許可通知書

年 月 日

殿

公安委員会 印

年 月 日に

において行われる暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第34条第4項の意見聴取に係る関係指定暴力団員の出頭は、下記のとおりこれを許可します。あなたは、関係指定暴力団員と連絡の上、この意見聴取に出頭させてください。

記

1 氏 名

2 住 所

3 意見の陳述の要旨

別添 1

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

- 1 本法の運用に当たっては、所期の目的達成のため万全を期すとともに、国民の人権の侵害につながることをないよう特段の配慮を払い、職権の濫用のないよう十分留意すること。
 - 2 最近における暴力団をめぐる諸情勢にかんがみ、偽装暴力団化等の防止策を一層強化するとともに、暴力団の解散・壊滅のための総合的かつ有効な対策を推進すること。
 - 3 暴力団の資金獲得活動及び組織運営の実態等の把握・解明に努め、その取締り等を強化するとともに、暴力団に係る不正収益について、関係機関との協議・連携を図りつつ、その剥奪及び被害者の被害回復のための強力で総合的な法的仕組みを、速やかに検討すること。
 - 4 来日外国人組織による広域窃盗事件や暴力団による組織的な拳銃使用犯罪及び薬物の密売事案など組織を背景とした犯罪が我が国の治安に重大な脅威を与えつつあることにかんがみ、これら犯罪の組織化・国際化・高度情報化に対応した総合的施策の構築を検討すること。
 - 5 本法の施行に当たっては、事前に、改正の趣旨及び内容について、国民への周知徹底を図ること。
- 右決議する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、左記の事項について万全を期すべきである。

1、暴力団対策法の運用に当たっては、所期の目的達成のためその効果的運用に万全を期すとともに、国民の人権の侵害につながることをないよう特段の配慮を払い、いやしくも職権が濫用されることをないよう十分留意すること。

また、警察自らの綱紀肅正及び信頼確保に一層努めること。

2、本法施行に当たっては、事前に、改正の趣旨及び内容について、国民への周知徹底を図るとともに、今後とも、国民・自治体・団体と一体となった暴力団排除活動の推進に一層努めること。

3、組織実態を意識的に隠蔽する等による暴力団勢力の不透明化が進んでいる状況にかんがみ、偽装暴力団化等の防止策を一層強化するとともに、不退転の決意をもって、暴力団の解散・壊滅のための総合的かつ有効な対策を推進すること。

4、暴力団の資金獲得活動及び組織運営の実態等の把握・解明に努め、資金源の封圧に重点を置いた取締り等を強化するとともに、暴力団に係る不正収益について、関係機関との協議・連携を図りつつ、その剥奪及び被害者の被害回復のための強力で総合的な法的仕組みを、速やかに検討すること。

5、来日外国人組織による広域窃盗事件や暴力団による組織的なけん銃使用犯罪及び薬物の密売事案など組織を背景とした犯罪が我が国の治安に重大な脅威を与えつつあることにかんがみ、これら犯罪の組織化・国際化・高度情報化に対応した総合的施策の構築を検討すること。

右決議する。